

個人情報の事前同意の確認

個人情報保護法では、個人情報の第三者への提供には原則として事前に本人の同意を必要としています。但し、加入者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも加入者にとって合理的であるとはいえないものについては、加入者から特段明確な意思表示がない場合には、これら個人情報の利用について黙示による包括的な同意が得られているものとみなすとされています。

このため、当健保組合では、以下の6項目について、あらかじめ加入者同意が得られているものとして業務を行います。なお、同意されない方、ご相談を希望される方につきましては、氏名、項目、理由等を文書に記載し当健保にお申し出下さい。

黙示の包括的同意があったとして実施する業務は以下の通りです。

- 1、「年間医療費のお知らせ」「保険給付金のお知らせ」に世帯加入者分を纏めて通知する事
- 2、法定・付加給付金（埋葬料、傷病手当金、出産育児一時金及び出産手当金等）を事業主経由（*）で給付する事
- 3、高額医療費を被保険者からの申請によらず自動払いとし事業主経由で給付する事
- 4、市区町村等の医療費助成がある診療報酬について、付加給付金が重複しないようにするため、
 - a）健保組合から医療機関へ窓口負担金の照会をする事
 - b）健保組合から市区町村等に医療費助成についての照会をする事
- 5、健保組合が行う保健事業において、被保険者より請求される各種助成金申請による補助金を事業主経由で給付する事
- 6、「データヘルス計画」で加入者の診療報酬明細データ、および各種健診データを当健保で管理し、計画関連事業に用いる事

※「事業主経由」とは健保給付金を給与振込額に含めて支給することを言う。

給付振込が出来ない方は健保組合より直接振込致します。